

防災ベッド・耐震シェルター等の設置に補助します（上限30万円）

<防災ベッド・耐震シェルター等設置事業費補助金>

事業概要

大地震時の家屋倒壊による人命の被害軽減を図るため、住宅に防災ベッド又は耐震シェルターの設置等の減災対策を実施する場合において、費用の一部を補助します。

工事内容
1 住宅内に防災ベッドを設置する事業
2 住宅内に耐震シェルターを設置する事業
3 床下に土間コンクリートを施工し、部屋の中に木・鉄骨のフレームを組み立て、部屋全体を補強する事業
4 前3項に掲げるもの以外の減災対策に係る製品を設置する事業

※いずれも公的機関による耐震実験を行い安全性の評価を受けたものに限りです。

補助金の額	
補助対象経費に5分の4を乗じた額	上限30万円

補助事業の要件（以下の全てに該当すること）

- 未着工であること
- 補助事業が、令和6年度天童市住宅リフォーム支援事業費補助金を受けていないこと（補助金を受ける予定のものを含む。）
- 令和7年2月14日までに実績報告書を提出できること
- 市区町村税の滞納がないこと
- 補助事業を行う住宅の所有者又は当該所有者の配偶者若しくは当該所有者の3親等以内の親族（市外在住者を含む。）であること

提出書類と手続きの流れ

【提出書類】 書類は、1部（原本）をご提出してください。

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書（規則様式第1号）	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る見積書の写し	補助事業に要する経費（内容）を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 設置する製品が、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものであることが分かる書類	『補助対象となる防災ベッド』『補助対象となる耐震シェルター』一覧に記載のある製品の場合は提出不要です。
<input type="checkbox"/> 補助事業の図面	住宅の間取りがわかるもの（住宅全体）を用意していただき、事業内容を書き込んでください。

<input type="checkbox"/> 現況（施工前）の写真	カラープリント
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者本人のもので完納している直近年度のもの。 納期未到来額の記載があるものは完納扱いになりません。
<input type="checkbox"/> 住宅の所有者の3親等以内の親族（市外在住者を含む。）であることが分かる書類（住宅の所有者以外の者が申請する場合）	住民票謄本や戸籍謄本など
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	補助要件の確認のためにお問い合わせする場合があります。



市⇒防災ベッド・耐震シェルター等設置事業費補助金交付決定通知書
（上記の申請受付後、市で作成し、申請者にお送りする書類です）

完了時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 実績報告書（規則様式第3号）	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 補助事業の設置（施工）状況写真	設置（施工）中の写真（カラープリント）
<input type="checkbox"/> 完成写真	設置（施工）後の写真（カラープリント） ※設置前に撮影した写真と比較できるように撮影してください。
<input type="checkbox"/> 売買契約書（請負契約書を含む。）の写し	契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し	補助対象経費の支払いを証明するもの
<input type="checkbox"/> 補助金請求書（規則第4号）	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。 請求日は空欄でお願いします。
<input type="checkbox"/> 通帳の写し	補助金の振込先について、金融機関名、支店等、預金種別、口座番号、口座名義人が記載してある部分の通帳の写し

その他留意事項

【交付決定後の工事内容の変更】

- ・補助対象経費に変更が生じる場合や、内容が変更になる場合は、変更申請を提出してください。
- ・変更申請の際には、変更箇所の着工前の写真及び変更した見積書・図面などが必要になります。
- ・申請書等に押印は不要ですが、押印をする場合は、すべての書類に同一の印鑑を使用してください。また、申請書等を訂正する場合は、訂正印が必要です。

申込み・問合せ

- ・問合せ 都市計画課建築住宅係（市役所4階） 電話 023-654-1111（内線 428・427）